藤井寺市事業者支援補助金 [創業支援型]

~ 手引き~

[問い合わせ先・提出先]

藤井寺市 市民生活部 商工労働課 (市役所6階 68番窓□) 藤井寺市岡1丁目1番1号 ☎072-939-1337 平日9時から17時30分まで

「創業支援型」の制度概要

本市において新たに創業する方を支援し、経済の活性化及び雇用の創出を図ることを目的に創業に要する一部経費に対して補助します。

※予算がなくなり次第、受付を終了します。

補助対象事業

L	以下の要件をすべて満たす事業です。
	フランチャイズ契約若しくはチェーンストア又はこれらに類する契約に基
	づく事業でないこと。 補助対象事業のうち許可、認可、登録等が必要な事業にあっては、その許認
	可等を取得していること、又は取得見込みであること。
	国・府・市等の他の補助金を受けていないこと
	<u>令和6年2月29日までに完了(実績報告の提出ができる)する事業</u> である こと
	可能な限り藤井寺市SDGsパートナー制度に登録すること
	補助対象者
Ĺ	以下の要件をすべて満たす必要があります。
	市内において事務所を設置、又は設置しようとしている者
	実績報告までに個人開業又は会社の設立を行い、営業を開始していること。
	仮設または臨時の店舗その他その設置が恒常的でないものを除く。
	藤井寺市創業支援事業計画に基づき実施する創業支援セミナー等を受講し
	受講を修了したことについて証明書の発行を受けた者。
	交付申請時において創業の日から 1 年を経過していないこと。

□ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定す

補助額

補助対象経費(税込み)の1/2補助

る営業を行う事業者でないこと

□ 事業活動にSDGs経営を取り入れていること

□ 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。

上限50万円

(※千円未満は切り捨て)

補助対象経費

起業する際に必要な経費(別表参照) ただし、以下に該当する場合は対象外になります。 ロパソコン、タブレット端末など、汎用性の高いものに係る経費 口社会通念上著しく不当な価格 口個人間取引等によるもの □単価5万円以下の設備・備品導入に該当する経費

〔別表〕

店舗改修費	店舗改修に要する経費(居宅併用は補助対象外)
広報・販売促進費	広告宣伝費、パンフ作製など広報販売促進に要する経費
設備・備品購入費	設備・備品の取得に要する経費 (単価5万円以上のもの)
その他	事業計画達成に必要と認められる費用

交付申請時提出書類

以下の書類をすべてご提出くが	ださし	۱)،
----------------	-----	-----

※事業開始前に申請する必要があります。

藤井寺市事業者支援補助金申請書(様式第 1 号)
誓約書
事業概要書
事業計画書
経費明細表
現地案内図
創業支援事業受講認定証明書の写し
補助対象経費を確認できる見積もり内訳書
(店舗改修のみ) 改修個所(施工前) の現状がわかる写真

実績報告時提出書類

以下の書類をすべてご提出ください。

※事業完了後すみやかに実績報告する必要があります。

	藤井寺市事業者支援補助金実績報告書(様式第3号)
	実績調書
	経費実績明細表
	開業届(個人の場合)又は定款及び法人登記事項証明書(法人の場合)の写し
	許可、認可、登録等が必要な事業にあっては許可書等の写し
	営業実態がわかる書類
П	領収書等。事業費の支払い完了が確認できる書類(写し)

- □ 事業実施内容がわかる写真
- □ 申請した内容から経費変更がある場合、申請時から金額の変更があった場合、 経費を確認できる書類等

手続きの流れ

- (事業者) 創業支援セミナー等を受講及び受講認定証明書の申請
- (事業者) 事業に必要な見積をとる
- (事→市) 事業計画を作成後、藤井寺市へ交付申請
- (市→事) 申請後 10 日から 2 週間程度で交付決定通知(郵送)
- (事→市) 補助事業完了後、市へ実績報告 ※実績報告締め切り、令和6年2月29日まで
- (市→事) 実績報告申請後 10日から2週間程度で「確定通知書」「請求書」送付
- (事→市) 請求書の提出
- (市→事) □座に振り込み(請求書提出日から30日以内)

\Diamond Q&A

Q1 3年前に発行された創業支援事業受講認定証明書をもっています。 補助金使えますか。

A1 創業の日から 1 年を経過していない者であれば、3 年前に発行された証明書でも有効です。

- Q2 居宅の一部分をリフォームして事務所にしようと思いますが、対象となりますか?
- A2 居宅併用の場合は、補助対象外となります。
- Q3 消耗品は対象外ですか?
- A3 消耗品は補助対象外です。また、備品等の購入費であっても、単価が 5 万円(税込み)未満のものは対象外となります。
- Q4 カメラやスマートフォンは対象ですか?
- A4 パソコン、スマートフォン、タブレットなどの汎用性の高いものについては、補助対象外です。
- Q5 営業実態がわかるものとはなんですか?
- A5 店舗写真、事務所ホームページ、委託契約書等、現に事業として営業していることがわかる資料。また、必要に応じて現地確認させていただきます。